

輪島商工会議所WCCI会員応援券加盟店要領

第1条 (目的)

この規約は、輪島商工会議所（以下「会議所」という。）が行う「WCCI会員応援券」（以下「応援券」という。）発行事業について必要な手続、方法、その他事項を定めることにより、円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

第2条 (発行者)

発行は、会議所が行う。

第3条 (加盟店)

本規約において加盟店とは、輪島市内にある事業所のうち、本規約に同意の上、加盟手続を行い、会議所が承認した者をいう。

第4条 (券の種類)

応援券は、加盟店すべてで使用できるもの（額面 500 円）と本店を輪島に置く加盟店で使用できるもの（額面 500 円）の2種類とする。ただし、種類および形式の変更が出来るものとする。

第5条 (帳簿類)

本応援券の発行、管理等、本事業に必要な帳簿類は会議所が作成する。

第6条 (取扱い)

1. 加盟店は、応援券所持者に交付してある利用規約に同意し、これに従って応援券を適正に取り扱うものとする。
2. 加盟店は、取扱店舗における応援券の利用を拒んではならない。ただし、規約に定められた取扱禁止事項に該当する場合は、この限りではない。

第7条 (手数料)

1. 会議所は、使用済み応援券の回収にあたり、加盟店から換金手数料を徴収しないこととする。

第8条 (換金)

1. 加盟店は、応援券を取扱った場合には、加盟店規約に定める方法に従って、使用済み応援券を会議所まで持参して換金手続きを行うものとする。
2. 会議所は、加盟店から提出された使用済み応援券と申請書を確認の上、加盟店規約に基づき換金額を算出し、決められた方法により決済する。

第9条 (加盟店の義務)

1. 加盟店は、応援券の取引について、法令、本規約および加盟店規約に従い、善意を持って誠実に業務を行う。
2. 会議所は、加盟店が本規約および加盟店規約の各項に違反するときは、当該事業に係る登録を取り消すことが出来る。

第10条 (応援券の管理)

1. 未発行応援券は会議所が管理する。
2. 換金済み応援券は、会議所が応援券面に所定の廃棄処理を行うまで保管する。

第11条 (紛争の処理)

1. 未発行応援券を保管中に紛失、盗難、その他の事故が生じた場合は、発行者が責任を負うものとする。
2. 応援券所有者の手元及び、加盟店で生じた事故については、当事者の責任とする。
3. 発行者は、不測の事故に対処するために、保管・管理に万全を講ずるものとする。

第12条 (機密保持義務)

1. 輪島商工会議所及び加盟店は、正当な理由がない限り本契約に基づき知りえた相手方及び応援券所有者の秘密を第三者に漏洩又は開示してはならない。
2. 前項の規定は、本契約終了後のその効力を有する。

第13条 (その他)

本規約に定める以外の問題が生じた場合は、輪島商工会議所で審議して決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和3年11月15日から施行する。